

契約厚生施設の利用について

- 【1】 契約厚生施設を利用する場合は、予約時に『神戸学院大学の厚生施設利用補助を使用する』旨を伝えて直接各施設に申し込んでください。
※旅行代理店を利用した場合は、補助を受けることができません。
※契約厚生施設の割引プラン等を適用されている場合は、本学の補助が利用できない場合がありますので事前に契約厚生施設へ確認をしてください。
- 【2】 予約完了後、ホームページから『様式1_厚生施設利用者名簿(補助金申請用)』『様式2_厚生施設利用券』をダウンロードし、記入後、学生支援センター（KPC）または、（KAC）に提出してください。『様式2_厚生施設利用券』に押印後発行しますので、契約厚生施設到着時にフロントに提出してください。
- 【3】 補助は宿泊料のみを対象とし、食事代や施設使用料等に対しては適用されません。
- 【4】 年間1人6,000円を限度とし1泊につき3,000円の補助が受けられます。
- 【5】 チェックアウトの際に、本来の請求額から補助金額を差し引いた金額が請求されますので、直接ホテルに支払ってください。
※補助額は、厚生施設から大学へ請求されます。
- 【6】 事後申請は一切受け付けません。
- 【7】 利用券の記載内容に変更があった場合や利用を取り消す場合は、施設に了承を得た後、学生支援センター（KPC）または、（KAC）で変更・取り消しの手続きをしてください。
- 【8】 利用者が厚生施設に損害をおよぼした場合、利用者がその損害を弁償する必要があります。また、品位を損なう行為がある場合は、その利用を取り消し以後の利用を禁止します。

以上